(三)(二)(一)　占用を制限する区域　道路の種類　道路名　一般国道十三号
(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年一月二十二日
(七)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

区域	備考
横手市大屋新町字小松原一五四番四から同市大屋新町字小松原四番まで	
横手市大屋新町字小松原二二六番三から同市大屋新町字小松原二八二番一まで	

通　　運

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

令和八年一月二十二日

海難審判所長　横井　幸治

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二二六六三	石橋　佳昇	七・一〇・一
二二六六四	秦　一浩	〃・〃　・一二
二二六六五	山内　秀紀	〃・一二・一五
二二六六六	南阪本　浩章	〃・〃　・一三

登録抹消

登録番号	氏名	抹消年月日	事由
二二六六	山谷　周二	七・一〇・一五	申請

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県鉄鋼業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年１月22日

茨城労働局長　佐藤　悦子

第４号中「１時間1,098円」を「１時間1,166円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年３月１日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（令和６年茨城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年１月22日

茨城労働局長　佐藤　悦子

第４号中「１時間1,055円」を「１時間1,105円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年３月１日から効力を生ずる。

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

関東運輸局最低賃金公示第１号

関東地方交通審議会から関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に関東運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号231―8433神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地」あて提出されたい。

令和８年１月22日

関東運輸局長　藤田　礼子

関東地方交通審議会の意見（要旨）

１．関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員「270,400円」を「282,900円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「253,650円」を「266,150円」に、部員「211,800円」を「224,300円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「202,200円」を「214,700円」に改正することが適当である。

２．関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員「264,800円」を「273,800円」に、部員「203,400円」を「212,400円」に改正することが適当である。

３．関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）については、適用する船員に係る最低賃金額として、「210,500円」を「221,500円」に改正することが適当である。

４．関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）については、適用する船員に係る最低賃金額として、「207,000円」を「215,000円」に改正することが適当である。

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　地図及び簿冊の名称

令和七年度効率的手法導入推進基本調査図原図案及び令和七年度効率的手法導入推進基本調査簿案

二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　神奈川県愛川町、秋田県由利本荘市、北海道積丹町のそれぞれ一部

三　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）

四　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで

五　閲覧場所　次表のとおり

第一項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
神奈川県愛川町、秋田県由利本荘市、北海道積丹町	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 国土交通省政策統括官付地理空間情報課 電話　〇三（五二五三）八三八三

六　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、国土交通大臣に対し、訂正の申出をすることができる。

七　誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。